

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札に付します。

令和8年2月20日

契約担当官
九州厚生局長 矢田 真司

記

1. 売払物件

別紙「入札売払物件一覧表」のとおり。

2. 競争参加に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- ④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がある者

3. 入札及び開札の日時、場所

（1）入札受付期間及び場所

期間 令和8年3月10日（火）午前9時から

令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）

（ただし、土、日、祝日等閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

場所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎10階
九州厚生局会計課国有財産係

（2）開札日時及び場所

日時 令和8年3月17日（火）午前11時から

場所 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎10階
九州厚生局 会議室

（参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

4. 入札案内書及び入札関係書類の配付方法等

(1) 配付時期

本公示の日から令和8年3月12日(木)午後5時まで

(ただし、土、日、祝日等閉庁日を除く。)

(2) 配付場所

福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎10階

九州厚生局会計課国有財産係

電話番号：092-707-1131

(3) その他

来所が困難な者については郵送にて配付するので、希望者は上記配付場所まで連絡すること。

5. 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

イ 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上に相当する金額(1円未満切り上げ)を九州厚生局が交付する振込依頼書を使用し振り込むものとする。この入札保証金には利息を付さない。

ロ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

(2) 入札方法

イ 入札は、前記4.により九州厚生局が交付する入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札金額を記載した入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書を郵送用封筒に入れて、九州厚生局会計課国有財産係あて、簡易書留郵便で郵送して申し込むものとする。

なお、前記3.(1)の期間であれば、土、日、祝日等閉庁日及び正午から午後1時を除く午前9時から午後5時までの間、九州厚生局会計課へ持参することもできる。

ロ 入札書の提出時に、九州厚生局が交付する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

ハ 入札書の提出後は、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできないものとする。

6. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が、前記5.(2)ロの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、

若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

7. 落札者の決定方法

開札の結果、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、かつ最高金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引く。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合には、くじ引きを留保し、排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、くじ引きを行い落札者を決定する。排除要請が行われた場合には、当該落札候補者の入札を無効とし、排除要請が行われなかった者でくじ引きを行い落札者を決定する。落札候補者全てに排除要請が行われた場合には、当該落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

8. 契約書作成の要否及び契約の時期

契約書の作成を要する。

落札者決定の日より30日以内に契約を締結すること。

9. 売買代金の支払い方法

次のいずれかの方法で売買代金を支払うこと。

(1) 売買契約と同時に全額納付する方法

契約締結時に、売買代金の全額を納付する。売買代金の納付が確認された後、入札保証金を返還する。

(2) 契約保証金を納付し、契約締結の日から20日以内に納付する方法

落札者は、売買契約締結と同時に契約保証金として落札価格の100分の10以上（円未満切り上げ）の金額を納付し、契約締結の日から20日以内に売買代金の全額を納付する。なお、契約保証金の額は、入札にあたって納付された入札保証金を契約保証金の一部として充当することができる。売買代金の納付が確認された後、契約保証金を返還する。

10. 契約不履行

落札者の決定より30日以内に契約をしない場合には落札は無効となり、前記5. (1) の入札保証金は国庫に帰属する。

11. 条件

落札者は国有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の

秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所若しくはその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、また、報告若しくは資料の提出を求めるものとする。落札者は、正当な理由なく、国が行う実地調査若しくは資料の提出を拒み、妨げ、忌避し、又は報告を怠ってはならない。

12. 契約内容の公表

契約締結したものについて、以下の内容を公表するものとする。

ただし、契約金額については、買受人の同意を得られた場合のみ公表することとする。

- (1) 物件所在地
- (2) 登記地目・面積
- (3) 契約年月日
- (4) 契約金額
- (5) 契約相手方の個人・法人の別
- (6) 法人にあってはその業種

13. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨については日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4.の入札案内書及び入札関係書類に基づき、入札前提出書類について令和8年3月13日（金）午後5時（入札参加申込締切日）までに提出しなければならない。

(3) 詳細は入札案内書及び物件資料による。また、入札者は本公示書のほか九州厚生局で交付する入札案内書、国有財産売買契約書（案）、入札要領及び物件資料等を十分理解のうえ入札に参加すること。

(4) 問合せ先

九州厚生局会計課国有財産係

電話番号：092-707-1131